



平成二十九年三月十六日 衆議院会議録第一号

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

二

## 日程第二 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸

学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長永岡桂子君。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長永岡桂子君。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長永岡桂子君。

給与に要する経費を国庫負担の対象に追加することとする

第三に、学校事務職員の職務規定を、事務をつかさどるものと改めるとともに、学校事務を共同して処理する共同学校事務室を置くことができる

## 日程第三 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丹羽秀樹君。

本案は、去る三月七日本委員会に付託され、翌八日松野文部科学大臣から提案理由の説明を聴取しました後、十日に質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

趣旨の説明を聴取いたしました。

本案は、

八日松野文部科学大臣から提案理由の説明を聴取

しました。

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本案は、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、倒産、解雇等により離職した三十歳以上四十五歳未満の者に係る基本手当の所定給付日数の拡充等を行うこと、

第二に、平成二十九年度から平成三十一年度までの間、暫定的に、失業等給付の保険料率の引き下げを行うとともに、失業等給付等の国庫負担について国庫が負担することとされている額の百分の十とすること、

第三に、ハローワーク等が労働関係法令違反の求人者等からの求人を不受理とすることができる制度の強化、虚偽の求人申し込みに係る罰則の整備等を行うこと、

第四に、子が一歳六ヶ月に達するまで育児休業をしてもなお雇用の継続のために特に必要と認め

られる場合には、子が二歳に達するまで育児休業ができることとし、あわせて、育児休業給付の給付期間の延長を行うこと等であります。

本案は、去る三月七日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌八日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十日から質疑に入り、十四日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

官報(号外)

出席國務大臣		総務大臣	高市早苗君	佐々木紀君	和田義明君	前原誠司君	宮本徹君	柿沢未途君	清水忠史君	柿沢未途君	
文部科學大臣		松野博一君	和田義明君	白石徹君	井上貴博君	和田義明君	宮本徹君	柿沢未途君	清水忠史君	柿沢未途君	
厚生労働大臣		塩崎恭久君	渡辺孝一君	比嘉奈津美君	比嘉奈津美君	高木宏壽君	青山周平君	周平君	福田達夫君	福田達夫君	
○議長の報告 (報告書受領)		○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	○議長の報告 (報告書受領)	
一、昨十五日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。		一、昨十五日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。		一、昨十五日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。		一、昨十五日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。		一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)による事業の実施状況について」		(常任委員辞任及び補欠選任)		(常任委員辞任及び補欠選任)		(常任委員辞任及び補欠選任)		(常任委員辞任及び補欠選任)		(常任委員辞任及び補欠選任)	
一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員		総務委員		総務委員		総務委員		総務委員		総務委員	
辞任		補欠		辞任		補欠		辞任		補欠	
山口泰明君		野中厚君		山口泰明君		大岡敏孝君		小松裕君		前原誠司君	
野中厚君		山口泰明君		武部新君		鬼木誠君		田中英之君		宮本徹君	
厚生労働委員		外務委員		高井崇志君		丹羽雄哉君		安藤裕君		今井雅人君	
厚生労働委員		外務委員		勝沼栄明君		長尾敬君		宮崎政久君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		鬼木誠君		高井崇志君		神谷昇君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		大塚高司君		宮本徹君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		田中英之君		今井雅人君		佐々木紀君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		安藤裕君		大塚高司君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		今井雅人君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井崇志君		大塚高司君		宮本徹君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		田中英之君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		丹羽雄哉君		今井雅人君		和田義明君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島		高井新君		大塚高司君		前原誠司君	
厚生労働委員		外務委員		福島津島							



官報 (号外)

平成二十九年三月三日提出  
質問 第一〇四号

内閣総理大臣が憲法改正を要請する」とに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

内閣総理大臣が憲法改正を要請する」とに関する質問主意書

「内閣総理大臣が国会に対し憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する質問主意書」(質問第一六号、平成二十九年一月二十二日提出)において、安倍総理の「憲法施行七十年の節目に当たり、私たちの子や孫、未来を生きる世代のため、次なる七十年に向かって、日本をどのような国にしていくのか。その案を国民に提示するため、憲法審査会で具体的な議論を深めようではありませんか」(平成二十九年一月二十日の衆議院本会議における施政方針演説)(以下、「本発言」といふ)について、「内閣総理大臣は、行政の長であり、何らかの国会の議論のあり方を促すのは、三権分立の観点から適切ではない」として、政府の見解を問うた。

これに対する答弁書(内閣衆質一九三第一六号)において、「内閣総理大臣は、憲法第六十三条の規定に基づき議院に出席することができ、また、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十条の規定に基づき、内閣総理大臣が議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない」。

日本国憲法第六十七条、「内閣総理大臣は、務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣、政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない」。

日本国憲法第六十七条、「内閣総理大臣は、明示的な規定はない」と承知している。答弁書で日本国憲法および国会法の三つの条文を引用しつつ、「三権分立の趣旨に反するものではない」と考えている」と示しているが、政府は日本国憲法のどの条文から「三権分立の趣旨」を導き出し、それが、本発言が「三権分立の趣旨に反するものではない」とする根拠となると考えるのか。見解を示されたい。

右質問する。

政府が、さし示すこれらの三つの条文は、直接の三権分立に関する規定ではなく、単に総理大臣の議院への出席義務、発言のルール、内閣総理大臣の指名議決の件を定めていたに過ぎない。これらを根拠として、行政の長である総理大臣が国会に対して憲法改正を呼びかけること

理大臣が、憲法に関する事柄を含め、政治上の見解、行政上の事項等について説明を行い、国会に対して議論を呼び掛けることは禁じられているものではなく、三権分立の趣旨に反するものではないと考えている」とが示された。

この答弁に關し疑義があるので、以下質問する。

一 答弁書に示された日本国憲法および法令の条文は次の通りである。

日本国憲法第六十三条、「内閣総理大臣その他他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない」。

国会法第七十条、「内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣、政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない」。

一から三までについて

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十九

年一月三十一日内閣衆質一九三第一六号。以下「前回答弁書」という)一及び二についてでお答えしたとおり、内閣総理大臣は、憲法第六十三条の規定に基づき議院に出席することができ、また、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十条の規定に基づき、内閣総理大臣が議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告した上で行うものとされている。

議院の会議又は委員会において、憲法第六十七条の規定に基づき国会議員の中から指名された内閣総理大臣が、憲法に関する事柄を含め、政治上の見解、行政上の事項等について説明を行い、国会に対して議論を呼び掛けることは禁じられているものではなく、三権分立の趣旨に反するものではないと考えている。

四について

三権分立とは、一般に、國家の作用を立法、司法、行政の三権に分け、各々を担当する機関を相互に分離、独立させ、相互に牽制させる統治組織の原理をいうものと承知している。

衆議院議員逢坂誠一君提出内閣総理大臣が憲法改正を要請することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

日本国憲法においては、第四十一条で立法権は国会に、第六十五条で行政権は内閣に、第七十六条第一項で司法権は裁判所に、それぞれ属するのこととされており、また、それらの間には、議院内閣制の下における衆議院の内閣不信任決議権と内閣の衆議院解散権、内閣の裁判官任命権、最高裁判所の違憲立法審査権等の相互に他を抑制し、均衡を保つ仕組みが定められて

ばれるわけでもございませんが、これは言わば役職があるわけでもありません」と答弁している。現在、内閣総理大臣夫人の法的地位は曖昧であり、明確な法的根拠を持たないと思われる。他方、内閣総理大臣が「例えれば外遊する際に同行をしたり、そういうサポート的な役割は行う」という余りをもつて代えがたい役割を担っている。

かかる内閣總理大臣夫人の法的地位について疑義があるので、以下質問する。

前回答弁書一及び二についてでお答えしたところ、議院の会議又は委員会において、憲法第

六十七条の規定に基づき国会議員の中から指名された内閣総理大臣が、憲法に関する事柄を含め、政治上の見解、行政上の事項等について説明を行い、国会に対して議論を呼び掛けることは禁じられているものではなく、右に述べたような三権分立の趣旨に反するものではないと考えてゐる。

平成二十九年三月三日提出  
質問第一〇五号

内閣總理大臣夫人の法的地位に関する質問主  
意書

提出者  
逢坂  
誠二

卷之三

主意書

平成二十九年三月一日の参議院予算委員会で安  
総理は、「確かに妻は総理夫人というふうに呼

<p>四 一 現在、安倍内閣総理大臣夫人には、「サポートする職員を全体として五名配置しているところです。これらの職員は経済産業省及び外務省で採用された職員」であると承知しているが、これらの職員の現時点の所属とその職務に係る法令上の根拠はどのようなものか。見解を示されたい。</p>
<p>二 一 現行法令上、内閣総理大臣夫人の地位は規定されているのか。見解を示されたい。</p>
<p>二 一 内閣総理大臣夫人は、「公人」であるのか。ないとすれば「私人」であるのか。政府の見解を示されたい。</p>
<p>二 一 平成二十九年三月二一日の参議院予算委員会において、安倍総理は、「辞令が出てるわけでもない」という意味においては公人ではないといふことだと思います」と発言をしているが、内閣総理大臣等が任用のための辞令を発してないという観点で、公的な要件を満たさないため、内閣総理大臣夫人は「公人ではない」という理解でよいか。</p>
<p>三 一 三について、安倍総理のいう「公人」の定義はどうのようなものか。国家公務員であるという意味か。政府の見解を示されたい。</p>
<p>三 一 三について、安倍総理のいう「公人」の定義はどうのようなものか。国家公務員であるという意味か。政府の見解を示されたい。</p>
<p>七 一 平成二十九年三月十四日 内閣衆質一九三第一〇五号 内閣総理大臣 安倍 晋三</p>
<p>六 一 「公人ではない」内閣総理大臣夫人が外交日程上、総理大臣と外国の首脳との会合等に同席しても、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定)は内閣総理大臣夫人には適用されないため、「国務大臣等(内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣(内閣官房副長官を含む)及び大臣政務官)」の「職務上知ることのできた秘密」を内閣総理大臣夫人が側聞しても、それに守秘義務は課せられないと推察する。かかる場合、政府はどのような方法により、「秘密」を保護しているのか。政府の見解を示されたい。</p>

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣總理大臣夫人の法的地位に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員達坂誠一君提出内閣總理大臣夫人人の法的地位に関する質問に対する答弁書  
について

お尋ねの「地位」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「内閣総理大臣夫人」とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称についての法令上の定めはない。

二から四までについて

「内閣総理大臣夫人」とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令

を要するものではない。公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で「内閣総理大臣夫人」は、公人ではなく私人であると認識している。

御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁は、これら  
の認識の下で行われたものである。

五について

お尋ねの「現時点の所属」及び「職務に係る法令上の根拠」の意味するところが必ずしも明らか

号)第十二条第一項第一号に規定する内閣の庶務を担当する内閣官房の職員として、安倍内閣

内閣總理大臣 安倍晋三  
衆議院議長 大島理森殿

官 報 (号 外)

総理大臣の夫人が内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること（以下「総理公務補助」という。）を支援する職員二名を内閣官房に置いているほか、日常的には各省庁で勤務しているが、安倍内閣総理大臣の夫人の総理公務補助を必要に応じ支援する職員三名を内閣官房に併任させている。

八

お尋ねについては、仮定の御質問であることからお答えすることは差し控えたいが、政府としては、適切な情報管理を行ってきてる。

お尋ねの「総理大臣夫人に法的地位を付与するなどの制度化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現在のところ、内閣総理大臣の夫人による総理公務補助は適切に行われているものと認識している。

平成二十九年三月六日提出  
質問第一〇六号

**元海兵隊員による女性強姦・殺人・死体遺棄事件とその後の公判における容疑者の陳述により明らかとなつた米軍の兵士教育の歪等に關する質問主意書**

元海兵隊員による女性強姦・殺人・死体遺棄事件とその後の公判における容疑者の陳述により明らかとなつた米軍の兵士教育の歪等に関する質問主意書

平成二十九年三月十六日 衆議院会議録第十一号 議長の報告

おいて元米海兵隊員で米軍属の男が沖縄県内に住む二十代の女性を強姦した上で殺め、死体を遺棄するという極悪非道な事件を起こした。またしても起きたこのような凶悪事件に対し、沖縄県民は県民大会を開催するとともに、日米両政府に抗議活動等を行い、この事件が女性の人権と尊厳を否定し、尊い人命を損なう重大犯罪であることを否認する。事件の背景には沖縄が今なお米軍の占領・統治下にあるのではないかと思われることや、米軍人や本土の国民には沖縄県民に対する強い差別感情が根強く残っているのではないかと思われるなど、そして未だに有効な再発防止策を講じることが出来ない日米両政府に対する不信感を募らせていることなどを示してきたところである。

また、本職も平成二十八年五月二十六日付質問主意書第三〇一号で事件の本質を明らかにすることや、再発防止策への有効な手立てを講じることなどを強く求めたところである。

そのような中、本年二月十三日付「星条旗」（米軍準機関紙）は、公判において容疑者が「事件が起きたあの場所に」あの時居合わせた彼女（被害者）が悪かった」と陳述したと報道した。

そこでお尋ねする。

一二月十三日付「星条旗」（米軍準機関紙）が報道した容疑者の陳述について政府の承知するところを明らかにした上で、この陳述に対する政府の見解を答えられたい。

二 容疑者は、強姦致死と死体遺棄の罪については起訴事実を認める一方で、殺人罪については殺意がなかつたとして否認しているとのことであ

あるが、容疑者の主張について政府の承知するところを明らかにした上で、逮捕前の沖縄県警の調べでは殺害をほのめかしておきながら、逮捕直後から黙秘に転じ、公判では一転して殺意を否認し続いていることについて政府の見解を答えられたい。

五 質問四に関連して、今回の事件を鑑みると「ブートキャンプ」の訓練を受けた米軍人はすべてからく凶悪な犯罪を引き起こす可能性を有していると思わざるを得ないのか、それとも容疑者に限つたことであるとすべきなのか、政府の認識と見解を答えられたい。

三 海兵隊では、兵士としての攻撃性や殺傷能力、上官に対する絶対的な服従を高めるため、「ブートキャンプ」と称される「人間を極限まで追い込む過酷な教育訓練」を実施しているとのことであるが、このような訓練が米国海兵隊や他の米軍で日常的に実施されていることについて政府の承知するところを明らかにした上で、このようない訓練は取りも直さず「人間を殺人兵器とするための訓練でしかない」とことや、「人を殺めることに何らかのためらいを感じなくなれる」とことに繋がるものであると本職は考えるが、本職のこのような考え方について政府の認識を瞭解せよ」とうつべ。

四 質問三に関連して、容疑者は、海兵隊を除隊後、沖縄県民の女性と結婚し、子どもを授かり、民間地域に住んでいたわけである。しか

じ  
「ハートキヤン」の訓練により「人を殺すこと」に全くためらいはない」とか「女性を連れ去り暴行したい」とかの本質や欲望を持ち続けていたものと思われる。そうであるならば、次の被害者は沖縄県民の誰であってもおかしいことではなくなる。一体沖縄県民の生命や安心、安全を守るためにはどうすべきなのか。政府の認識と見解を答えられたい。

五 質問四に関連して、今回の事件を鑑みると「ポートキャンプ」の訓練を受けた米軍人はすべてからく凶悪な犯罪を引き起こす可能性を有していると思わざるを得ないのか、それとも容疑者に限つてことであるとすべきなのか、政府の認識と見解を答えられたい。

六 米軍や政府は、これまで米軍人及び米軍は良き隣人であると口を開けば唱えてきた。しかし、良き隣人が女性の人権や尊厳を虫けらのよううに踏みにじり、簡単に捨て去るのだろうか。最早沖縄県民は米軍や政府の言う「良き隣人」をこれ以上信じるわけにはいかないと考えているところであるが、政府の認識と見解を答えられたい。

七 米軍や政府は、米軍人・軍属による事件・事故が起きた度に異口同音で「綱紀の肅正」や「教育の徹底」、「実効的な再発防止策の徹底」、「速やかな策定」、「最大限努力」と唱えるが、一向に改善されていない。日米両政府が再発防止策として鳴り物入りで実施した「リバティ制度」は違反者が続出していることや、米軍人・軍属の飲酒運転等の検挙数は増加の一途であることを見ると、なおさらである。政府の認識と見解を答えられたい。

八 質問七に関連して、平成二十八年四月の事件発生後、日米両政府が講じた米軍人・軍属による事件・事故の再発防止策の具体的な内容とその成果について明らかにされたい。

右質問する。

右質問する。

八 質問七に関連して、平成二十八年四月の事件発生後、日米両政府が講じた米軍人・軍属による事件・事故の再発防止策の具体的な内容とその成果について明らかにされたい。

八 質問七に回答して、米軍人・軍属による事件・事故の再発防止策の具体的な内容とその成果について明らかにされたい。

は改善されていました。日本同政府が再発防止策として鳴り物入りで実施した「リバティ制度」は違反者が続出していることや、米軍人・軍属の飲酒運転等の検挙数は増加の一途であることを見ると、なおさらである。政府の認識と見解を答えられたい。

八 質問七に関連して、平成二十八年四月の事件発生後、日米両政府が講じた米軍人・軍属による事件・事故の再発防止策の具体的な内容とその成果について明らかにされたい。

は改善されていない。日米両政府が再発防止策として鳴り物入りで実施した「リバティ制度」は違反者が続出していることや、米軍人・軍属の飲酒運転等の検挙数は増加の一途であることを見ると、なおさらである。政府の認識と見解を答えられたい。

発生後、日米両政府が講じた米軍人・軍属による事件・事故の再発防止策の具体的な内容とその成果について明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一〇六号

平成二十九年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議長仲里利信君提出元海兵隊員による女性強姦・殺人・死体遺棄事件とその後の公判における容疑者の陳述により明らかとなつた米軍の兵士教育の歪等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議長仲里利信君提出元海兵隊員による女性強姦・殺人・死体遺棄事件とその後の公判における容疑者の陳述により明らかとなつた米軍の兵士教育の歪等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは、現在、公判係属中の刑事件に關わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。

三から六までについて

「ブートキャンプ」に係るお尋ねについては、その詳細について承知しておらず、政府としてお答えできないが、在日米軍は、従来から地元住民との「良き隣人」関係の推進に努めているものと承知している。政府としては、日本国民の米軍に対する信頼が米軍関係者(米軍の構成員若しくは軍属又はそれらの家族をいう。以下同じ。)による事件・事故によって損なわれるような事態が生じてはならないと考えており、米側に対して、米軍関係者による事件・事故の再発

防止のための実効的な措置をとるよう、引き続き働きかけていく。

七及び八について

政府としては、国民の生命と財産を守ることが政府の重要な責務であることに鑑み、先に沖縄県で発生した米軍関係者による事件のような悲惨な事件を二度と繰り返すことがないよう、犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保するため、沖縄県における犯罪抑止対策推進チームにおいて「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」を平成二十八年六月三日に決定し、防犯パトロール体制の強化や安全・安心な環境の整備等に取り組んでいるところである。

また、同年七月五日、ドーラン在日米軍司令官(当時)は、在日米軍の説明責任を強化し、米軍関係者の最高水準の行動を確保するための飲酒運転対策を含む新たな措置を発表したところであり、在日米軍は、当該措置を実施していると承知している。

官(当時)は、在日米軍の説明責任を強化し、米軍関係者の最高水準の行動を確保するための飲酒運転対策を含む新たな措置を発表したところ

であり、在日米軍は、当該措置を実施している

と承知している。

さらに、日本両政府は、平成二十九年一月十

六日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協

力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關

する協定を補足する日本国における合衆国軍隊

の軍属に係る扱いについての協力に關する日本

国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(平

成二十九年外務省告示第二十九号。以下「補足

協定」という。)を締結した。補足協定は、日本

保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に關する協定

(昭和三十五年条約第七号)第一条(b)が規定する軍属の内容を國際約束の形で補足し、明確化するものである。政府としては、補足協定の着実な実施を通じて、日米間の協力が一層促進され、在日米軍の軍属に対する管理が一層強化されることによって、在日米軍の軍属による事件・事故の再発防止が図られることを期待している。

政府としては、米軍関係者による事件・事故は本来あつてはならず、米国に対しては事件・事故の再発防止策を徹底するよう申入れを行つてきている。政府としては、米軍関係者による事件・事故の防止には、米側の努力が重要であると考えており、米側に対して、米軍関係者による事件・事故の再発防止のための実効的な措置をとるよう、引き続き働きかけていく。

三 識者によれば、刑事訴訟法では、必要不可欠な場合に限り、逮捕された被疑者を勾留して、身体拘束することを認めていることであるが、山城議長の事案ではどのような場合であるのか、政府の認識と見解を答えられたい。

四 識者によれば、刑事訴訟法では、容疑者の勾留の要件のうち、「証拠隠滅のおそれ」及び「逃亡のおそれ」については、

その「相当な理由」が必要とされているため、抽象的可能性では足りず、具体的な事実に裏付けられた蓋然性の程度が要求されるということであるが、山城議長の場合は刑事訴訟法が要求する「相当な理由」、「具体的な事実」及び「蓋然性の程度」とはどのようなものか、政府の認識と見解を答えられたい。

得たところである。

それを踏まえて以下お尋ねする。

一 識者によれば、刑事訴訟法では、裁判所の裁量による保釈の際に考慮すべき事情が規定されているとのことであるが、山城議長の事案では当該規定がなぜ適用できないのか、政府の認識と見解を答えられたい。

二 質問一に關連して、識者によれば、刑事訴訟法では、勾留が原則であつてはならず、他に方法があれば回避すべきであるとの趣旨にのつとり、勾留からの暫定的釈放の制度として、保釈と勾留の執行停止について規定しているとのことであるが、なぜ山城議長の事案に対して当該規定を適用しようとしたのか、政府の認識と見解を答えられたい。

三 識者によれば、刑事訴訟法では、必要不可欠な場合に限り、逮捕された被疑者を勾留して、

身体拘束することを認めていることであるが、山城議長の事案ではどのような場合であるのか、政府の認識と見解を答えられたい。

四 質問三に關連して、識者によれば、刑事訴訟法では、容疑者の勾留の要件のうち、「証拠隠滅のおそれ」及び「逃亡のおそれ」については、

その「相当な理由」が必要とされているため、抽象的可能性では足りず、具体的な事実に裏付けられた蓋然性の程度が要求されるということであるが、山城議長の場合は刑事訴訟法が要求する「相当な理由」、「具体的な事実」及び「蓋然性の程度」とはどのようなものか、政府の認識と見解を答えられたい。

平成二十九年三月六日提出  
質問 第一〇七号

公務執行妨害等容疑で逮捕され長期勾留が続いている事案に関する再質問主意書

提出者 仲里 利信

公務執行妨害等容疑で逮捕され長期勾留が続いている事案に関する再質問主意書  
提出者 仲里 利信

公務執行妨害等容疑で逮捕され長期勾留が続いている事案に関する再質問主意書  
提出者 仲里 利信

五 識者によれば、憲法の考え方に基づけば、身体拘束は例外的で最後の手段であるとのことであるが、山城議長の事案ではどのような理由でもつて例外的で最後の手段と判断したから、身体拘束に及んだのか、政府の認識と見解を答えられたい。

六 識者によれば、推定無罪の法理に基づけば、容疑者は未だ有罪と決まっていないのだから、無罪の者として扱わなければならないはずであるとのことであるが、山城議長はどのような取扱いを受けているのか、政府の認識と見解を答えられたい。

七 質問六に関連して、山城議長は家族との面会が許されず、カイロや靴下などの差し入れも拒まれたとのことであるが、推定無罪の法理に反する異例の取扱いではないかと思われるため、政府の認識と見解を答えられたい。

八 質問六及び七に関連して、本職は、質問主意書第二四号の八で「罪状が確定していない容疑者に対する適切な配慮を行っているか」と質したところ、政府は「容疑者の人権を尊重しつつ、その状況に応じて適切な処遇が行われているものと認識している」と答弁した。しかし、その実態を見ると、およそ政府の答弁とはかけ離れた非人道的で法理に反した扱いが公然と行われている状況である。政府の認識と見解を答えられたい。

九 識者によれば、山城議長を四ヶ月近く勾留・身体拘束することは、精神的な支援を遮断して自白を迫る「人質司法」の手段に他ならないとの

ことであるが、政府の認識と見解を答えられたい。

ことであるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十 山城議長の長期勾留に対して、国内外の学者や人権擁護団体等から抗議と即時の保釈乃至勾留の執行停止が求められているところであるが、これに対する政府の対応方針や所感について、明らかにされたい。

右質問する。

内閣官房第一九三第一〇七号

平成二十九年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出公務執行妨害等容疑で逮捕され長期勾留が続いている事案に関する再質問に対する答弁書

一 から五まで、九及び十について  
お尋ねは、現在、公判係属中の刑事事件に関する事柄であり、お答えすることを差し控えた  
い。

六から八までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、刑事収容施設においては、被収容者等の人権を尊重しつつ、その状況に応じた、適切な処遇が行われているものと認識してい  
る。

平成二十九年三月六日提出  
質問第一〇八号

那覇空港滑走路増設事業の実施主体及び予算に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

那覇空港滑走路増設事業の実施主体及び予算に関する質問主意書

算に関する質問主意書

那覇空港滑走路増設事業については、国直轄事業であるにもかかわらず、沖縄振興予算との名の下、あたかも県計上予算であるかのごとく取り扱われてきたことから、本職は、これまで再三その問題点について指摘し、その是正を強く要求してきたところである。

そのような中、今般、岩礁破碎の許可手続きに関する遅れの責任に関して政府と沖縄県の間で物議を醸していることから、その事業主体と予算について改めて問題提起を行う必要に駆られています。

そこでお尋ねする。

一 沖縄関係予算のうち、公共事業関係費の国直轄事業分については、まず内閣府が各省庁の概算要求分を沖縄振興予算として一括して取りまとめて財務省に提出し、国会での審議・可決後、内閣府が執行省庁に予算の移替えを行い、年度当初からその執行省庁又は組織の予算として事業を実施するもの（決算の計数も、同様にその省庁・組織で整理）と承知しているところであるが、那覇空港滑走路増設事業の実施主体となる省庁又は組織について、明らかにされた

い。

二 質問一に関連して、那覇空港滑走路増設事業の事業主体は内閣府又は沖縄総合事務局と紹介される報道が見受けられる。よって、那覇空港滑走路増設事業に関する国土交通省、大阪航空局、内閣府及び沖縄総合事務局の法的及び予算上の関係を明らかにされたい。

三 沖縄総合事務局が、内閣府設置法第四十四条に基づき国土交通省の各地方整備局の仕事として事業を実施する場合、例えば那覇空港第二滑走路事業の予算は、国土交通省の予算として事業を実施するのか、それとも国土交通省から内閣府の予算として予算の移替え等を受けた後に、内閣府の事業及び予算として実施するのか、明らかにされたい。

四 平成二十九年度航空局関係予算の基本方針によれば、那覇空港は福岡空港と共に「(2)観光ビジョンの実現と地方創生のための航空ネットワークの拡大」を図るため、滑走路を増設することであるが、その予算費目である「自動車安全特別会計空港整備勘定収支」における那覇空港と福岡空港の歳入及び歳出科目名（細目まで）について明らかにされたい。

五 質問四に関連して、国直轄事業たる福岡空港の滑走路増設事業に係る予算とその額は、福岡県の予算とその額として位置付けられるのか、それとも国土交通省及びその出先機関である九州地方整備局の予算及びその額となるのか、明らかにされたい。

六 那覇空港の滑走路増設事業は国直轄事業であり、沖縄県及び市町村分の予算として計上されないため、本来は沖縄振興予算（一括計上分）として予算要求すべきではないが、沖縄振興予算として三千億円の枠が約束され、その枠内の構成も政府の恣意的な裁量で行えること、一般空港等分として全国と競争して要求する場合には予算額の確保が困難であること等の理由から、国土交通省及び内閣府は、那覇空港滑走路増設事業を沖縄振興予算（一括計上分）として一括計上・要求しているとの方針や考えが伝え聞こえてくるところであるが、政府におかれてはそのような方針若しくは考えを持つているか否かについて明らかにされたい。

七 質問六に関連して、那覇空港滑走路増設事業予算の要求・確保に際して、沖縄振興予算（一括計上分）として予算要求する場合と、一般空港等として全国と競争する場合に、その総額の確保の難易度が異なるか否かについて政府の見解を答えられたい。

八 沖縄振興予算（一括計上分）は、「多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべし」との当時の山中國務大臣の発言に見られる性格と目的を持ち、そのように位置付けられてきた予算である。そのため、本職は、那覇空港滑走路増設事業等を始めとする全国ベースの国直轄事業は、本来、沖縄振興予算として一括計上すべきもの

ではないと考える。ましてや、予算確保の容易さの観点から全国と競争するより、沖縄振興予算（一括計上分）としてあらかじめ確保された枠内の予算の中に、沖縄県の意向や要望に関わりなく政府の都合と判断でもって押し込むことが容易であるとの考え方から、沖縄県や市町村の計上予算とならない国直轄事業であつても無理やり沖縄振興予算（一括計上分）として位置付けているのであれば言語道断であると考えるが、政府の認識と見解を答えられたい。

九 政府は、沖縄振興予算についてその時々の経済情勢の影響はあるものの、順調に推移していると主張する。また、仲井眞弘多氏が知事の時に平成二十六年度の予算が三千五百億円となる時に「かつてない巨額の予算で良い予算だ」と評価したことがあつた。しかし、その内実を見ると、平成十年の大田昌秀知事の時に米軍基地

強制土地収用関係のやり取りで四千七百十三億円を確保した時があつたこと、それをピーカとすると、歴代の知事の中で仲井眞知事の時が最も沖縄振興予算は二千三百億円といふ底であったこと、しかも毎年減少していくこと、しかし仲井眞知事が辺野古新基地の受け入れを表明すると一転して三千五百億円となつたことからすれば、政府が幾ら否定しても沖縄振興予算は明らかであり、まさに「あめと鞭の政策」を政策が取り続けていたことは否定のしようがない

年法律第百号）第四条第一項第百九号の規定に基づき、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する事務を所掌しており、国土交通省設置法第三十二条第一項第六号及び第三十八条第一項の規定に基づき、地方整備局及び地方航空局が当該事務を分掌している。

また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十号）第四十四条第一項第一号亦及び第二項第五号の規定に基づき、沖縄総合事務局は、国土交通大臣の指揮監督の下で沖縄に係る地方整備局において所掌することとされている事務を分掌している。

これらの規定に基づき、那覇空港滑走路増設事業については、沖縄総合事務局及び大阪航空局が分掌している。

同事業に要する経費に係る予算は、自動車安全特別会計空港整備勘定に計上されており、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画に係る財務大臣の承認を経た上で、予算決算及び会計令（昭和二十一年勅令第百六十五号）第三十九条第一項の規定に基づき、国土交通大臣より支出負担行為担当官である沖縄総合事務局開発建設部長、大阪航空局長等に示達される。

衆議院議員仲里利信君提出那覇空港滑走路増設事業の実施主体及び予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出那覇空港滑走路増設事業の実施主体及び予算に関する質問に対する答弁書

一から三までについて  
国土交通省は、国土交通省設置法（平成十一

六条及び附則第二百五十九条の三第七項並びに地方税法等の一部を改正する法律平成二十六年法律第四号)附則第十八条第五項の規定により読み替えて適用される特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定に基づき、一般会計から勘定に繰入れが行われております。当該繰入れに係る一般会計の予算は、内閣府設置法第四条第三項第十九号の規定に基づき、内閣府所管の予算として、内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令(昭和四十七年政令第百八十三号)第一条第一項に定める事業として一般会計に計上します。

四について  
平成二十九年度の那覇空港滑走路増設事業の予算に係る自動車安全特別会計空港整備勘定の歳出科目は、(項)沖縄空港整備事業費(目)空港整備事業費であり、その財源内訳は、歳入科目の(款)他会計より受入(項)一般会計より受入(目)一般会計より受入及び(款)地方公共団体工事費負担金収入(目)地方公共団体工事費負担金収入である。

また、同年度の福岡空港滑走路増設事業の予算に係る自動車安全特別会計空港整備勘定の歳出科目は、(項)空港整備事業費(目)空港整備事業費であり、その財源内訳は、歳入科目の(款)他会計より受入(項)一般会計より受入(目)一般会計より受入、(款)地方公共団体工事費負担金

収入(項)地方公共団体工事費負担金収入(目)地方公共団体工事費負担金収入等である。

#### 五について

福岡空港滑走路増設事業に係る予算は、自動車安全特別会計空港整備勘定に計上しており、

財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、一括行行為の実施計画に係る財務大臣の承認を経た上で、予算決算及び会計令第三十九条第一項の規定に基づき、国土交通大臣より支出負担行為担当官である九州地方整備局副局長、大阪航空局長等に示達される。

六及び七について

御指摘の「その枠内の構成も政府の恣意的な裁量で行えること」、一般空港等分として全国と競争して要求する場合には予算額の確保が困難であること」及び「総額の確保の難易度」の意味するところが明らかではないが、政府としては、沖縄が歴史的、地理的、社会的事情などの

様々な特殊事情を有していることから、旧沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)が制定され、これらの法律に基づく沖縄振興計画等に基づく事業等を実施するための予算を計上してきており、那覇空港滑走路増設事業についても、必要な予算の確保に努めているところである。

平成二十九年三月六日提出  
質問 第一〇九号  
安倍昭恵内閣総理大臣夫人に関する質問主意書  
提出者 大西 健介

一について  
御指摘の一名譽会長、名譽校長等名譽職の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねは、安倍内閣総理大臣の夫人の私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について  
お尋ねの「総理夫人に関する平成二十七年度一年間に政府が支出した経費の総額及び人件費、旅費等の主な内訳を明らかにした上で、その適正性および妥当性について政府の見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一〇九号

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十九年三月十四日

内閣衆質一九三第一〇九号

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一九三第一〇九号

平成二十九年三月十六日 衆議院会議録第十一号

る法律案  
右の議案を提出する。

平成二十九年三月十四日

卷之四

## 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

## 第二条第一項に次の二号を加える

四 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数

平成二十五年度から平成二十七年度までの

各年度に係るものを合算したものの三分の一

の数値が〇・五以下であること。ただし、

イ、口又はハに該当する場合においては、国

勢調査の結果による市町村人口に係る平成二

十七年の人口から当該市町村人口に係る平成

二年の口を空余して尋ねて口を当該市町村

「口」の構造の第三の「口」<sup>二</sup>、第一の「口」<sup>一</sup>、第二の「口」<sup>三</sup>、第三の「口」<sup>四</sup>。

卷之三

卷之三

國藥誌五の結果は、本品の固有性質を示す。

昭和四一五年の人口が三三萬人、昭和四二年には

係る平成二十七年の人口を控除して得た人

口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の

人口で除して得た数値(以下この号において)

て「四十五年間人口減少率」という。)が○・

三二以上であること。

示の年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担等を除く。)から適用し、公示の年度の前年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担等及び公示の年度の前年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担等で公示の年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

官 報 (号 外)

右  
義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案  
国会に提出する。

第三百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の項中「特別支援学級」の下に「(以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。)」を加え、同表中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学

七 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教諭、助教諭及び講師のうち教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第

第十六条第一項中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第八号」に、「第十二条第一項第五号」を「第十二条第一項第七号」に改める。  
(義務教育費国庫負担法の一部改正)

校の前期課程を含む。)の項中「学校教育法第八  
十一条第二項及び第三項に規定する」を削る。  
第七条第一項中第五号を第九号とし、第四号  
を第八号とし、第三号の次に次の四号を加え

一項に規定する初任者研修 第十一条第一項第六号において単に「初任者研修」という。)を受ける者の数にそれぞれ六分の一を乗じて得た数の合計数

第二条に次の一号を加える。

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応

義務教育諸学校等の体制の方針及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律)

る。第三章の少に少の四号を加え  
る第ノ号とし

第十一條第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加え  
五 小学部及び中学部において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われてゐる児童及び生徒の数に十八分の一を乗じて得た数

ひ報酬等に要する経費、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対しても特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。)

児童	又は	生徒の数	乗ずる数
二百人から二百九十九人まで		○・五〇	二五
三百人から五百九十九人まで		○・七五	一五
六百人から七百九十九人まで		一・〇〇	二二五
八百人から千百九十九人まで			
千二百人以上			

五 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）の数にそれぞれ十三分の一を乗じて得た数の

六 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるもののが行われている児童又は生徒の数にそれぞれ合計数

の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の五第一項に規定する共同学校事務室をいう。が当該学校に置かれていることその他これらの学校】を加え、同案第六号中「(昭和二十四年法律第一号)」を削除する。

二 爲了就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十四条第十五項  
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

平成二十九年三月十六日 衆議院会議録第十一号

義務教育論、校等の体制の充実及び運営の改善をする法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

るための公立義務教育詔令に於ける総額及て教職員定員の概況は開

一一一

律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 学校運営協議会(第四十七条の五)」を「第三節 共同学校事務室(第四十七条の五)」とし、「第四節 学校運営協議会(第四十七条の五)」に改める。

第四条第五項中「第四十七条の五第二項」を「第四十七条の六第二項第二号及び第五項」に改める。

第四条第五項中「第四十七条の五第二項」を「第四十七条の六第二項第二号及び第五項」に改める。

第四十七条の五第一項及び第二項を次のように改める。

教育委員会は、教育委員会規則で定めると

ころにより、その所管に属する学校」として、

当該学校の運営及び当該運営への必要な支援

に關して協議する機関として、学校運営協議

会を置くように努めなければならない。ただし

し、二以上の学校の運営に關し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省

令で定める場合には、二以上の学校について

一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校(当該学校運営協議会が、その

運営及び当該運営への必要な支援に關して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校

協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

第四十七条の五第八項中「指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間」を削り、

同項を同条第十項とし、同条第七項中「著しく」

を削り、「当該指定学校」を「対象学校」に改め、「著しい」を削り、「その指定を取り消さなければ」を「当該学校運営協議会の適正な運営を確保

するため必要な措置を講じなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「当該指定学校」を「対象学校」に、「関する事項」を「関して教育委員会規

則で定める事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に關し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に關する協議の結果に關する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

第四十七条の五第二項の次に次の二項を加える。

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出しがれることができる。

第四章第三節中第四十七条の五を第四十七条の六とする。

第四章第三節を第四節とし、第二節の次に次の二節を加える。

第三節 共同学校事務室

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務学校教育法第三十七條第十四項(同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条に

おいて準用する場合を含む。)の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。)を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

第四十七条に次の二項を加える。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学

校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施する。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学

学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

一四

<p>2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。</p> <p>第二章の章名を次のように改める。</p> <p>第二章 社会教育主事等</p> <p>第二章中第九条の六の次に次の二条を加える。</p> <p>(地域学校協働活動推進員)</p> <p>第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。</p> <p>2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行ふ。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準を図るために、義務教育諸学校の教職員定数を改めることとする。</p> <p>(学校運営協議会の在り方の検討)</p> <p>第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項に「以下この項において同じ」とある。</p> <p>の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況</p>
<p>う。)第六条に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は新標準法第十条に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三十八年三月三十日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。</p> <p>(義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年度以前の年度に係る経費につき平成二十九年度以後の年度に支出される国の負担について、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項に「以下この項において同じ」とある。</p> <p>の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況</p> <p>の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講するものとする。</p> <p>(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)</p> <p>第六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条 第十六条中「第十一項第六号」を「第十一項第八号」に改める。</p> <p>(国家戦略特別区域法の一部改正)</p> <p>第七条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条の三第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項」に改め、「除く」の下に「以下この項において同じ」を加える。</p> <p>理由</p> <p>義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、公立の義務教育諸学校の教職員定数を改めるとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、学校運営協議会の役割の見直し、地域学校協働活動推進員の制度の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>(義務教育学校の前期課程を含む)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)の児童又は生徒の数、障害に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数、日本語を理解している能力に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数及び初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとする。</p>

## (二) 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童及び生徒の数並びに初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定すること。

## (三) 共同学校事務室に係る教職員定数の算定に関する特例

教職員定数の算定に関する特例に4の(一)の共同学校事務室が置かれている場合を追加するものとする。

## 2 義務教育費国庫負担法の一部改正

学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対しても指導を行つための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする。

## 3 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

事務職員の職務について、事務をつかさどるものとすること。

## 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

## (一) 共同学校事務室

るところにより、その所管に属する学校

## (2) 学校運営協議会の委員に5の(二)の地域

るために必要な措置を講じなければならないものとすること。

## 5 学校協働活動推進員との他の対象学校の運営に関する意見を教育委員会に申し出ること。

## 6 教育委員会が講すべき地域学校協働活動に係る措置

## 都道府県及び市町村の教育委員会は、地

## 域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が

## 学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとすること。

## 7 教育委員会は、対象学校の運営及び当該運営の基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらとの連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報報を積極的に提供するよう努めるものとすること。

## 8 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる

## こととし、地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見述べることができるものとすること。

## 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保す

(六) 児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとすること。

(四) この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年度以前の年度に係る経費につき平成二十九年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとすること。

(五) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

二 議案の可決理由

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、公立の義務教育諸学校の教職員数を定め、その標準を改めるとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、学校運営協議会の役割の見直し、地域学校協働活動推進員の制度の整備等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共产党提案に係る修正案が提出されたが、否決された。  
また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本会計予算において、約十億円が計上され  
てある。

平成二十九年三月十五日

この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年度以前の年度に係る経費につき平成二十九年度以降の年度に支出される国への負担については、なお従前の例によるものとする」と。

本会計予算において、約十億円が計上されている。

平成二十九年三月十五日

義政

衆議院議長 大島 理森殿 文部科學委員長 永岡 桂子

級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

育の質を更に高めていく観点から、教職員定数の計画的な改善に努めること。また、はじめ対策や貧困による教育格差の解消など、学校が対応しなければならない新たな教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かな質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。

二 教職員定数の計画的な改善に当たっては、小学校二年生以上においても、学級編制の標準を三十五人に引き下げるなど、平成二十三年の改正義務標準法附則第一項の趣旨の実現を期すべきこと。

三 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加や通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒への教育的な対応が求められている実態を踏まえ、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を有する者を十分に確保するなど指導・支援体制の整備・充実に努めること。

四 近年その数が急増している定住外国人などの日本語指導が必要な外国人児童生徒等について、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、その希望に基づいて公立の小中学校等において受け入れ、日本語を理解し使用する能力に応じて特別な指導が確実になれるよう、指導教員等の養成・確保、指導体制の整備・充実に努めること。また、地域間格差が生じないよう、ＩＣＴの積極的な活用を促進するとともに、効果的な指導方法に関する情報共有等を図ること。

五 通級指導・日本語指導を必要とする児童生徒は、いわゆる小規模校を含む全国各地の学校には、

在籍していることに鑑み、教育の機会均等・全般的な水準確保と障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、全ての子供たちに必要な教育条件を充実させる観点から、本法施行後三年から五年を経過した段階で実態を把握し、必要な見直しを行うこと。

六 事務職員の職務に関する規定の見直しや共同学校事務室の制度化の意義について、地方公共団体に対し周知徹底すること。その際、事務職員が一定の責任を持つて主体的、積極的に学校運営に参画することにより、学校の機能強化が図られる点について理解を得るよう努めること。また、事務職員が学校運営に関わる職としてその専門性を向上するための研修の企画・実施体制を充実するとともに、共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながることのないよう、基本的に一校に一人以上の事務職員の配置を確保すること。

七 学校・家庭・地域が一体となつて子供たちを育む観点から、学校運営協議会制度については、同制度の持つ意義や成果について周知するとともに、十分な教職員数の配置など財政措置も含めた方策を講ずることにより教員の更多的負担増を招くことのないよう留意すること。

八 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校協働活動推進員をはじめとする人材の確保、地域住民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

## 雇用保険法等の一部を改正する法律

## (雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に改め、同項第三号中「ハまで」を「三まで」に改め、同号に次のように加える。

一一 一年以上五年未満 百五十日

第二十三条第一項第四号中「ハまで」を「いま」で改め、同号に次のように加える。

一一 一年以上五年未満 百二十日

第二十四条の次に次の一条を加える。

## (個別延長給付)

第二十四条の二 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第十三条第三項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。)である者又は第二十三条第二項に規定する特定受給資格者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準(次項において「指導基準」という。)に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間

内の失業している日(失業していないことについての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができます。

二 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

二 雇用されていた適用事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十九号。以下この項において「激甚災害法」という。)第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害(次号において「激甚災害」という。)の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者であつて、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者

三 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害厚生労働省令で定める災害に限る。)の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者

(前号に該当する者を除く。)

二十三年第一項中「ハまで」を「いま」で改め、同号に次のように加える。

一一 一年以上五年未満 百二十日

第二十四条の次に次の一条を加える。

## (個別延長給付)

第二十五条第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に改め、同項第三号中「ハまで」を「三まで」に改め、同号に次のように加える。

一一 一年以上五年未満 百五十日

第二十五条第一項第四号中「ハまで」を「いま」で改め、同号に次のように加える。

一一 一年以上五年未満 百二十日

第二十六条の次に次の一条を加える。

## (個別延長給付)

第二十六条の二 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第十三条第三項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。)である者又は第二十三条第二項に規定する特定受給資格者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省

令で定める基準(次項において「指導基準」という。)に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間

は、第四項の規定による期間内の失業していない日(失業していないことについての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができます。

二 前二項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

三 前二項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とするものとする。

一 第一項(第一号及び第三号に限る。)又は前項に該当する受給資格者 六十日(所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日)

二 第一項(第二号に限る。)に該当する受給資格者 百二十日(所定給付日数が第二十

三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、九十日)

三 第一項又は第二項の規定による基本手当の支給(以下「個別延長給付」という。)を受ける

受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

四 第一項又は第二項の規定による基本手当の支給(以下「個別延長給付」という。)を受ける

受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

五 第二十八条第一項中「広域延長給付」を「個別延長給付」を受けている受給資格者について

第六十四条の二 雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

六 第六十七条後段中「と読み替えるもの」を削る。

第七十二条第一項中「厚生労働大臣は」の下に「、第二十四条の二第一項第二号」を、「理由」の下に「第十三条第三項若しくは第二十四条の二第一項の者 同項若しくは」を加え、「又は同

2 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者であつて、前項第二号に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第二十四条第一項又は第二十四条第一項第二号を「、第二十四条の二第一項第二号」を、「理由」の下に「第十三条第三項若しくは第二十四条の二第一項の者 同項若しくは」を加え、「又は同

官 報 (号 外)

災害又は第五十六条の三第一項第二号に改め  
る。

第七十九条の二中「第二十四条」の下に「二十四条の二第一項及び第二項」を加える。

附則第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定の適用がある場合における第十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項の者、同項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第四条第一項の者、第二十四条の二第一項」とする。

附則第五条第一項中「平成二十九年三月三十日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、

あると認めたもの（個別延長給付を受けることができる者を除く。）に改め、同項各号を削り、同條第四項を次のように改める。

第一項の規定の適用がある場合における算定の規定の適用については、第二十九条第一項

中「個別延長給付を」とあるのは「個別延長給付又は附則第二条第一項の規定による基本手

当の支給(以下「地域延長給付」という。)を」と、「個別延長給付が」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が」と、同条第二項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、地域延長給付」と、「個別延長給付又は広域

中「若しくは第二十四条の二第一項の者、同項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第五十七条第二項の者、第二十四条の二第一項」とする。

第十四条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかるらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年においては、第六十六条第二項（第六

十七條後段において読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十四条第一項」とする。

附則第十五条中「行い」の下に「平成三十一年四月一日以降」を加える。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正す  
る。

第十条の四第二項中「」をいう。以下同じ。】の下に「募集情報等提供事業を行う者(同様第六項に規定する募集情報等提供を業として行う者をいい、労働者となろうとする者の依頼を受

け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う旨又は募集委託者（同法第三十九条第二項三十）

募集受託者をふう)に提供する者に限る。以下この項及び第七十六条第二項において同じ。」を、「その事業主、職業紹介事業者等」の下に

第六十六条第一項中「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「二千四百六十円以上四千九百二十円未満」に、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万三千九百四十円以下」に改め、同条第二項中「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百四十九円以下」に改め、同条第三項中「四千九百四十円以上一万五千七百七十円以下」を「四千九百四十九円以下」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千三百二十円」を「二千四百六十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千二十円」を「一万五千五百九十九円」に改め、同号口中「一万五千七百三十円」を「一万六千三百四十円」に改め、同号八中「一万四千三百円」を「一万四千八百五十円」に改め、同号二中「一万二千八百七十円」を「一万三千三百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条第三項中

「前二項」を「前三項」に、「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「二千四百六十円以上四千九百二十円未満」に、「四千六百四十円以上一万九千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上二

万二千九百円以下に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額(当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。)の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいう。)に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

第十九条第一項第一号中「千二百九十五円」を「千二百八十二円」に改め、同条第二項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第五十六条第三項第一号並びに第三号口及びハ中「一万千七百四十円」を「一万二千九百円」に改める。

第五十八条第一項中「が公共職業安定所」の下に、「職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

第六十条の二第四項中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十四万三千二百円」を「三十五万六千四百円」に改め、同条第七項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第六十二条第一項中「一歳六か月に満たない子」の下に「(その子が一歳六か月に達した日後)の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、二歳に満たない子」を加える。

第七十二条第一項中「同項」を「第十八条第三項の算定方法、第二十四条の二第一項」に改める。

第三条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

#### (職業安定法の一部改正)

第五条の二に次の二項を加える。

第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者は、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

第十八条の次に次の二項を加える。

(業務情報の提供)

第十八条の二 公共職業安定所は、厚生労働省令で定めるところにより、求職者又は求人者に対し、特定地方公共団体又は職業紹介事業者(第三十二条の九第二項の命令を受けている者その他の公共職業安定所が求職者又は求人者に対してその職業紹介事業の業務に係る情報の提供を行うことが適当でない者として厚生労働省令で定めるものを除く。)の職業紹介事業の業務に係る情報を提供するものとす

る。附則第十一条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「及び第六十条の三」を「第六十条の三及び第七十二条第一項に、「同項」を「第十一条第五項に、「同条第一項」を「第六十条の三第一項に改め、「附則第十一条の二第一項」との下に「第七十二条第一項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは、「第二十四条の二第一項若しくは附則第十一條の二第一項」とを加え、同条第三項中「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「一千四百六十円以上四千九百二十円未満」に、「四千六百四十円以上一万五千

百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九百円以下」に、「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第三十二条の九第一項(第一号を除く。)の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられ、「取消し」の下に「又は命令」を加え、同号を同条第四号とし、同号の次に次の四号を加える。

五 第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合第三十二条の九第一項(第一号に限る。)第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)又は第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合(第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項(第一号に限る。)の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該取扱い又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締

官 報 (号 外)

役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以

## 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第三十二条に次の二号を加える。

「提供事業」を加える

する法律第一条第六号に規定する暴力團員（以下この号において「暴力團員」という。）又は暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力團員

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)及び「次条において「公共職業安定所等」という。」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に

第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による職業紹介事業の許可の取消し又は第三

第三十二條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

のある者

次の一項を加える。

二条の九第一項の規定による無料の職業紹介事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規

二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十六条、第一百五十

第三十二条の十四中「第二号」を「第八号」に改める。

の申込みをした公共職業安定所、特定地方公  
共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による  
求職者、募集に応じて労働者になろうとする  
を雇用する場合は附る)は、それぞれ求人

定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十二条の八第一項第三十三

九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項

第三十三条の三第二項の表第三十二条の九第一項の項中「第三十二条第三号」を「第三十二条第三号まで」に改める。

者又は供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対し第一項の規定により明示された従事すべき

て準用する場合を含む。)の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除

限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)第一百二条、第一百三条の二若しくは第五百四条第一項(同法第一百二条又は

四 職業安定法の一部を次のように改正す  
る。

条件(以下この項において「従事すべき業務の内容等」という。)を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方

く。」で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

労働保険の保険料の徴収等に関する法律  
(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条

この法律において「募集情報等提供」とは、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）

となるううとする者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。

の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四第一項において同じ。)の依頼を受け、当該募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供すること又は労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者若しくは募集受託者に提供することを以て。

「公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)」に改める。

第十八条の二中「除ぐ。」の「除ぐ。」を「除く。」この項において同じ。)に關する第三十二条の十六第三

項に規定する事項、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職した者のうち雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給を受けたものの数その他」に改める。

### 第三十二条の十四中「統括管理させる」を「統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせる」に、「除く」

を「除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る」に改める。

### 第三十二条の十六の見出しを「事業報告等」に改め、同条に次の二項を加える。

有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者期間の

### 第三十二条の二、手数料に関する事項その他 十六第三項

#### その他

第四十二条の見出しを「(募集内容の的確な表示等)」に改め、同条中「行う者」の下に「(募集受託者を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条に後段として次のように加える。  
この場合において、当該労働者の募集を行う者が募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者又は労働者が的確に表示されたものとなるよう、当該依頼をした者に対し、必要な協力をを行うよう努めなければならない。

第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次に次の二項を加える。  
(労働者の募集を行う者等の責務)  
第四十二条の二 労働者の募集を行う者及び募

集受託者並びに募集情報等提供事業を行う者

定めのない労働契約を締結した者に限る)のうち離職した者(解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く)の数、手数料に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項に關し情報の提供を行わなければならぬ。

### 第三十三条第四項中「額その他」の下に「とあ

り、及び同条第三項中「手数料に関する事項その他」を加える。

第三十三条の二第七項中「事業」と、」の下に「同項中」を、「額その他」の下に「とあり、及び同条第三項中「手数料に関する事項その他」を、「[その他]と」の下に「同項中「行わなければば」とあるのは「行うように努めなければ」とを加える。

第三十三条の三第二項の表に次のように加える。  
同条第三項中「手数料に関する事項その他」を、「[その他]と」の下に「行うように努めなければば」とあるのは「行うように努めなければ」とを加える。

第四十八条の二 労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、当該事業の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十八条中「及び第四十二条」を、「第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の二」に改め、「職業紹介事業者」の下に「求人者」を加え、「及び労働者供給事業者」を「募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」に改める。

第四十八条の二中「職業紹介事業者」の下に「求人者」を加え、「又は労働者供給事業者」を「労働者供給事業者又は労働者供給を受けようとする者」に改める。

第四十八条の四第一項中「職業紹介事業者」の下に「求人者」を加え、「又は労働者供給事業者」を「労働者供給事業者又は労働者供給を受けようとする者」に改める。

### 第五十条第一項中「又は労働者の募集若しく

は、労働者の適切な職業選択に資するため、それぞれ、その業務の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十五条の次に次の二項を加える。  
厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に措置を執るべきことを勧告することができる。  
第四十五条の次に次の二項を加える。

第五十一条第一項中「有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は」を「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」に改め。

### 第五十二条第一項中「又は労働者の募集若しくは

これらの規定に違反して前条の規定による指

導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれら

これらの規定に違反するおそれがあると認め





官報 (号外)

安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三条第五項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第五十三条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

二 第二条中雇用保険法第十六条第一項及び第二項、第十七条第四項第一号及び第一号イから二まで並びに第十八条第一項及び第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに第十九条第一項第一号及び第一項、第五十六条の三第三項第一号並びに第三号ロ及びハ、第六十一条第一項第二号及び第七項、第七十二条第一項並びに第八十条の改正規定並びに同法附則第十一條の二第三項の改正規定(第四号に掲げる部分を除く。) 平成二十九年八月一日

三 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定

平成二十九年十月一日

四 第二条中雇用保険法第十一条の四第一項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十」を「百分の八十」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十九号)第十条第十項第五号の改正規定 附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(第四条第八項)を「第四条第十九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十二条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十二条、第二十六条

条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 第五条の規定並びに附則第十八条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十一條の改正規定及び第三十三条の改正規定(「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める部分に限る。)、附則第十二条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十条第一項の表第五条の五の項の改正規定並びに附則第三十三条中外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二十七条第二項の改正規定(「第三十二条の十二」を、「第五条の五第一項第三号、第三十二条の十三」に改める部分に限る。) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(基本手当の所定給付日数に関する経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」という。)第二十三条第一項の規定は、受給資格(雇用保険法第十三条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。)に係る離職の日(以下この条及び附則第三十一条において「離職日」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である者について適用し、離職日が施行日前である者

に係る所定給付日数(雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいう。次条において同じ。)については、なお従前の例による。(個別延長給付及び地域延長給付に関する経過措置)

第三条 第一条改正後雇用保険法第二十四条の二及び附則第五条の規定は、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日以後である者について適用する。

2 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下この項及び附則第三十一条において「第一条改正前雇用保険法」という。)附則第五条の規定による基本手当の支給(次項において「旧個別延長給付」という。)及び同条第四項の規定により同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

3 第一条の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の際現に旧個別延長給付を受けている者は、受給資格(雇用保険法第十三条第一項(同条第二項(第二号に限る。)に該当する者については、旧個別延長給付の支給を受け終わった日以後、同条の規定による基本手当の支給以下この項において「新個別延長給付」という。)を行うことができる。この場合において、新個別延長給付に係る第一条改正後雇用保険法の規定第十条の四及び第三十四条の規定を除く。)の適用



規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改め

附則に次の一項を加える。

平成三十四年二月二十一日以前に退職した職員に対する第十一条第九項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは、「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「口」雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定所長が同項第一項に規定する地域内に居住し、かつ第五条第一項に規定する指導基準に照らして再就職難な者であつて、同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職第二号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定所長が同項第一項に規定する指導基準に照らして再就職第二号に掲げる者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定所長が同項第一項に規定する指導基準に照らして再就職第二号に掲げる者を除く。」であると認めたもの(「イに掲げる者を除く。」)である。

「適當であると認めたもの」とする。

## (国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過

措置

法律第二百二十八号)の一部を次のように改正す  
る。

いて育児休業等をする」とが必要と認められるものとして総務省令」に改め、「一年六月」の下に「(その子が一歳六ヶ月に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、二年)」を加える。

附則第十七条の二中「同項及び」を「百分の四十」とあるのは「百分の五十(当該育児休業等を

(職業能力開発足進法の一部改正)  
した期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七)」と、同条第二項中「(ま  
で)」あるのは「(に達する日まで」と、「に改め  
る。

第十七条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条

第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改

め 同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反

して秘密を漏らした者

**(国家公務員共済組合法の一部改正)**



に、「第五十一条の二」を「第五十二条」に改め、同条第四項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第三十四条中第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第一項、第四十二条の二、第四十八条の三(第一項)に、「第五十一条の二」を「第五十二条」に改め、同条第四項中「第四十二条の二」を「第四十一条の三」に改める。

では、同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「附則第十四條第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

は全国延長給付」とあるのは「広域延長給付、全国延長給付又は特例延長給付」と、同法第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第二項」とす

一 第三十三条第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘  
に次の一号を加える。  
四 第四十四条に次の一号を加える。  
四 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反

密を漏らした者

(特別会計に関する法律の一部改正)  
して秘密を漏らした者

**第二十七条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正**

ପ୍ରକାଶିତ

第十六条第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四二一八条の三」を「第四二二条第一項」に改め、

項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項]は、[第四十六条の三]を[第四十二条第一項]

に、「第五十一条の二」を「第五十二条」に改め、

同条第六項中「第四十二條の二」を「第四十二條の三」に改める。

第二十六条第四号中「違反した者」を「違反し

て秘密を漏らした者」に改め、同号を同条第五号二、同三第三号の二二の二号二四二五。

四 第十六条第五項において準用する職業安  
全とし 同条第二号の次に次の二号を加える。

定法第五十一条第一項の規定に違反して秘

密を漏らした者

(地域再生法の一部改正)

## 第二十八条 地域再生法(平成十七年法律第二十 四号)の一部改正の件

び第四項】に、「第四十八条の三」を「第四十二条の二」に改正する。  
第十七条の十八第三項中「及び第三項」を「及

第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項に、「第五十一条の二」を「第五十一条に改め、同条第四項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第四十条に次の一号を加える。

四 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(労働保険特別会計における他の勘定への繰入れの特例)

第十九条の二 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第一百二条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は徴収法第十二条第八項」とする。

附則第二十条の二第一項中「中「雇用保険法」を「中」に、「は、「雇用保険法」を「は、「に、「において」を「の規定により」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第百五条の規定の適用については、同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「附則第十四条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第三十条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「第二十二条第二項に規定する」の下に「就職が困難な」を加え、「附則第五条」を「第二十四条の二」に、「同条第二項」を「同条第三項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第二十二条第二項に規定する」の下に「就職が困難な」を加え、「同条第五項を次のように改める。

5 第二項の規定が適用される場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「個別延長給付」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第八十二条第二項の規定による基本手当の支給(以下「特例延長給付」という。)」と、「当該個別延長給付」とあるのは「当該特例延長給付」と、同条第二項及び同法第三十三条第五項中「個別延長給付」とあるのは「特例延長給付」と、同法第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「個別延長給付、広域延長給付又

は全国延長給付」とあるのは「広域延長給付、全国延長給付又は特例延長給付」と、同法第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第二項」とする。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定による改正後の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第一項の規定は、受給資格に係る離職日が施行日以後である者について適用し、受給資格に係る離職日が施行日前である者に係る前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下この条において「旧東日本大震災財特法」という。)第八十二条第一項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法附則第五条の規定による基本手当の支給及び旧東日本大震災財特法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお從前の例による。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第三十二条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。



平成三十一年度までの三年度間に厳に限つた措

置とすること。

四 雇用関係助成金に生産性要件を設定するに当

たつては、生産性要件を設けることが適当である助成金のみに限定すること。また、生産性要件を設けた助成金については、生産性要件を充足するために人員削減、長時間労働等を招くことがないよう支給要件を厳格にすること。

五 いわゆるマルチジョブホルダーについては、

雇用保険の適用に向けて、早期に専門家による検討を行い、必要な措置を講ずること。

六 労働保険特別会計及び労働保険特別会計より出資を受けた独立行政法人の財産の管理及び処

分に当たつては、国有財産法に基づく適正な管理及び処分の原則を徹底するとともに、特に売却による処分については、公平公正な評価に基づいた、近傍類似の財産価額等も考慮した適正な価額での処分を行うよう努めること。

七 当初の労働条件を変更しようとする場合等に変更内容等の明示義務を課すことについて、求職者がその内容を十分に認識し、理解することができるように、求人者に対して適切な明示方法を指導することもに、求職者に対しても確認すべき労働条件等について啓発を行うなど、制度の周知に万全を期すこと。

八 募集情報の適正化が図られるよう、募集情報

等提供事業を行つては、改正後の職業安定法の規定及び今後定められる指針に基づき、的確な指導を行うこと。また、本法の施行状況を踏まえ、不適正な募集情報等提供事業を行つては、不適正な募集情報に対する規制強化について検討すること。

九 求人申込みの不受理の対象に、職業安定法に

基づく勧告又は改善命令を受け、これに従わざに公表された者からの求人を追加することについて検討すること。

十 待機児童の解消策については、本来、保育サービスの拡充を先行すべきであることを踏まえ、保育所等の整備及び保育士の確保をより一層推進するとともに、労働者が職場復帰を希望する時期に安心して子を預けることができる保育環境の整備を行うこと。

十一 本法の施行後二年を目途として、育児休業制度の対象となる労働者等への事業主からの個別周知の有無を調査すること。また、本法の規定に基づく検討においては、男性の育児休業取得率が依然として低いことに鑑み、利用率の低いパパ・ママ育休プラス制度の活用促進に向けた改善措置を講ずるとともに、父親に一定期間の育児休業を割り当てるパパ・クオータ制の導入に向けて検討すること。

十二 育児休業を取得した労働者のキャリア形成が阻害されることのないよう、育児休業中の労働者に対して、職場復帰に向けた情報や労働者の希望に応じた能力開発の機会を提供するなど、能力及び意欲の維持・向上のために積極的な支援を行うことを事業主に促すこと。

十三 技能・経験に応じた保育士等の待遇改善を確実に給与に反映させる仕組みを構築するとともに、保育所に対する指導監査が実効性あるものとなるよう、地方公共団体の体制整備に向けた支援策を講ずること。

十四 私立保育所への委託費に係る公定価格の積算根拠となる福祉職俸給表の級号俸で示された給与格付けについて、保育士の職務内容に見

合った待遇を確保する観点から改善すること。

十五 勤続年数等に応じた給与水準の実態を把握し、保育士等が長年働き続けることでメリットが大きくなるような方策を検討すること。

十六 公立保育所の非正規雇用労働者の待遇改善が大きくなること。また、取組を一層推進すること。

十七 骨髄移植等の推進を図るためにドナー休暇制度の法制化に向けて検討を進めること。

官 報 (号 外)

平成二十九年三月十六日

衆議院会議録第十一号

明治二十九年三月三十一日  
郵便物認可日

発行所
二東京一 獨立番五都港五 行政法五號虎ノ八四 法人國立門四五 印刷局二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
一本一 本体 一一〇円